

記

一 爭議發生ノ場所

本所區棟原町三丁目三十五番地

二 事業主側

(1) 名 稱 東京木工所

(2) 事業主 石橋石三

(3) 資本金 三万円

(4) 事業 洋家具製造

(5) 企業系統 ナ

(6) 使用労働者 三十三名(男)

三 労働者側

(1) 爭議參加労働者

石

(1) 爭議參加労働者中組合加入者

關東木材産業労働組合全部加盟

四 爭議發生ノ時

九月十六日

五 爭議發生ノ原因

職工ノ賃銀々昨年比約三割低下シ現在一人平均月収五十圓位ナルク現在ノ賃銀ニシテハ生活困難ナリトテ賃銀値上ヲ授唱シ工場主ニ要求書ヲ提出シタルニ因ル

六 要求事項及交渉状況

本月十六日列記要求書ヲ提出シタルニ工場主ハ九、十ノ両項ハ即時承認シ他八項ハ考慮ノ上数日後回答ス